

新潟市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第32号

新潟市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市老人福祉センター条例施行規則（平成17年新潟市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,200円」に改める。

第16条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

別記様式第6号中

500円
3,000円
5,000円

を

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第11条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に発行した定期利用券を利用する者について適用し、同日前に発行した定期利用券を利用する者については、なお従前の例による。